

◆ 事例③（違法賭博）

<事例>

ある選手が、闇カジノに出入りしたところ、警察による一斉摘発により、逮捕されました。同選手は、取り調べに対して、闇カジノに半年前から月 1 回程度通っていたことを認め、1 回につき数万円～数十万円程度の金額を賭けていたと供述をしています。また、同選手は、賭けに負けた際に、闇カジノで知り合った反社会的勢力の関係者から、金銭を借りたり、食事に連れて行ってもらう等していたとのことでした。スポーツ団体はどのような対応をすべきでしょうか。

◆ 対応のポイント

マスコミ対応が必要になる点及び処分についてのポイントは、基本的に事例①と同様です。本件において特に留意すべき点は、反社会的勢力との関係の有無及び八百長に繋がる賭博行為であるか否かが挙げられます。一般的に、闇カジノの運営者は反社会的勢力又は反社会的勢力とつながりのある者が多く、賭博の対象がスポーツである場合、八百長に繋がる可能性も十分に考えられます。

いずれも早急な事実関係の調査が必要となりますが、前者については、警察とも連携をしながら調査をすることが有効です。また、後者については、仮に、八百長に繋がるような賭博行為であった場合は、類型7-5)スポーツ・インテグリティ(高潔性)に問題がある場合 ～八百長²¹⁹を参照してください。

²¹⁹ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_15.pdf

◆ コンプライアンス強化のための実践案

(1) 事実関係の確認及び情報収集

事例①同様、マスコミ対応が必要になるでしょう。また、本件は、事件の表層だけでは確認できない事項が存在する可能性があるため、警察と協力しつつ、慎重かつ入念に事実関係の確認及び情報収集をすべきと考えられます。後々に、反社会的勢力との繋がりや八百長の存在が判明した場合、組織の根幹を揺るがしかねない事態に発展する可能性も十分にあるので、慎重に対応する必要があります。

事務局で対応可能な範囲の調査であれば、スポーツ団体内での調査委員会による調査、原因究明でも足りると考えられますが、仮に、複数の選手が関与していたような事情、恒常的にこのような事態が発生していた場合、スポーツ団体から独立した外部の有識者（弁護士、公認会計士、税理士等）や、そのような外部の有識者による第三者委員会に調査を委ねる必要も考えられます。

なぜなら、組織として、長年にわたり看過し、改善ができていないという場合、従来の人間関係等により十分な調査ができない可能性が高く、調査結果に対して社会からの信頼が得られないからです。

(2) 処分の検討

スポーツ団体が処分をする際には、処分規程の遵守する必要があります。その為、処分規程がない、あるいは規程が十分ではない若しくは規程に不備がある場合は、早急に処分規程を整備する必要があります。処分規程が十分ではない若しくは規程に不備がある場合には、スポーツ団体は処分すべき事案に対して、適切に処分を行えないという問題が生じる可能性もあります²²⁰。また、反社会的勢力の排除に関する規程及び八百長の防止に関する規程についても、整備ができていないようであれば、整備をすべきでしょう。

なお、本事例は、競技とは直接関係のない私生活上の事件ですので、処分の検討にあたっては、その点も留意すべきです²²¹。

²²⁰ 例えば、処分の種類が明記されていない場合、一般的には処分事由に該当する場合であっても、懲戒処分をすることができないという問題があります。

²²¹ 企業における懲戒処分について、最高裁判所は、私生活上の非行は原則として懲戒（解雇）の対象とならないとしつつ、企業の信用毀損につながる場合には企業秩序違反として懲戒（解雇）の対象となりうるとの判断枠組みを示しています（最判昭和 58 年 9 月 8 日民集 139 号 393 ページ）。

具体的には、処分を行うには、以下の要件が必要と考えられますので、規程にこれらの事項を定めておく必要があります。

- (1) 行為の時点で、処分規程に処分ができる旨の根拠規程があること
- (2) 行為の時点で、処分規程に処分事由が定められていること
- (3) 行為が(2)の処分事由に該当すること
- (4) 処分とすることが相当であること(以下が主に考慮されるポイントです。)
 - ア 動機、行為の態様、結果の重大性、選手の地位、過去の非違行為の有無等に照らした行為の悪質性
 - イ 反省の度合い
 - ウ これまでの貢献の程度
 - エ 過去の他の同種事案に対する処分とのバランス
- (5) 適正な手続を経ていること(選手に対して適切な告知聴聞の機会²²²が与えられ、その他に処分規程に定められた手続があれば、それも履踐されていること)

また、このような事案では、スポーツ団体が処分をする際には、強化指定の取消についても検討が必要です。強化指定に関する規程に基づいて処分を検討することになりますが、その際にも、処分規程の手続を遵守する必要があります。仮に、処分規程に不備がある場合は、早急に処分規程を整備する必要があります。

(3) 処分の限界及び時期

処分を行う要件を満たす場合、各スポーツ団体は処分をすることができます。もともと、処分も無制限に許されるのではなく、裁量の範囲内で行われることが必要になります。

その裁量を逸脱した場合には、処分が取り消されることもあり得ます。

(4) 不服申立て

当事者が処分に対して不服がある場合には、処分の適法性・妥当性について、公正・中立な立場にある第三者の判断を仰ぐ機会が与えられる必要があります。処分を通知する場合には、あわせて、処分理由、処分に対する不服申立てができること、そしてその手段について

²²² 日本スポーツ仲裁機構 JSAA-AP-2003-001 号ウエイトリフティング事件では、告知聴聞の手続を与えなかったことを理由の1つとして、処分を取り消しています。

も説明すべきです。

スポーツ団体内で不服申立手続を設けるのもひとつですが、スポーツ団体による処分の適正さを担保するため、日本スポーツ仲裁機構(JSAA)のスポーツ仲裁制度を利用して解決される道が用意されていなければなりません。この意味で、この仲裁制度を利用する自動応諾条項を採択しておくことが重要です。仮にこのような道を用意していなかったとしても、処分対象者による不服申立てについては、仲裁合意に応じるようにすべきでしょう。

(5) 再発防止策の実施

このような事件の原因は選手の個人的な資質によるところもあると考えられますが、スポーツ団体としては、再発防止のために、以下の方策を行うことが考えられます。

① 各スポーツ団体における倫理規定、ガイドラインの作成

違法行為自体を明確に禁止行為とし、処分基準を設けている例は決して多くないと考えられます。違法行為はスポーツ団体の信用を毀損することであることは比較的明白であるため、包括規定(「その他等団体の信用を毀損するとき」など)で対応することができるものとは思われますが、可能な限り、明確な規定を定めるべきとも考えられます。

② コンプライアンス委員会や倫理委員会の設置

スポーツ団体の内部において、このような問題が発生しないよう、今後の取組みを推進するコンプライアンス委員会や倫理委員会の権限を明確にし、コンプライアンス担当理事を設置するなど、責任者や担当者を明確にすることが重要です。

なお、コンプライアンス委員や倫理委員には、スポーツ団体外の第三者の関与も検討すべきでしょう。

③ 相談窓口の設置等

法律の専門家やカウンセラー等、スポーツ団体外の第三者の関与も検討すべきでしょう。

④ 関係者に対するコンプライアンス教育活動

原因究明を行うことで研修活動も実りあるものとなりますし、同種の事件を防ぐためには、原因を究明し、適切な対処方法を検討することが必要といえます。

常日頃からのコンプライアンス意識の醸成が必要な点は事例③と同様ですが、それに加え、反社会的勢力排除については、警察をはじめ各種専門家からの指導助言が必須と考えられます。

その際に、反社会的勢力による不当要求に応じることや、反社会的勢力と取引を行うことのリスクを選手に明確に認識させ、反社会的勢力排除の意識を高めることが必要でしょう。また、具体的な行動規範を示すことも有用です。例えば、具体的な対応マニュアルを利用して研修を行い、マニュアルの周知徹底を図ることが考えられます²²³。

(6) 反社会的勢力について

① 反社会的勢力

昨今では、スポーツ界だけでなく、国、地方、企業をはじめ、あらゆる団体において反社会的勢力排除のための各種取組みが進められています。

具体的には、各地方自治体においては、全国 47 都道府県において暴力団排除条例が施行されましたし、企業も各種契約書にいわゆる暴排条項を規定することが当然になっています。

スポーツ団体においても反社会的勢力の排除は喫緊の課題といえるでしょう²²⁴。

② 情報収集

今回の事件のように、反社会的勢力との関係が疑われるような場合には、直ちに専門家に相談すべきですが、以下のような情報収集も有効ですのでご参照ください。

- 新聞記事・雑誌記事・インターネット上の情報検索…検挙情報、暴力団関連情報、評判、トラブルの有無その他反社会的勢力との関係について確認する。
- 登記情報(商業登記、不動産登記)の確認…調査時点の情報を分析するだけでなく、閉

²²³ 日本サッカー協会作成の「JFA コンプライアンスハンドブック」、全国暴力追放運動推進センター作成の「暴力団等に対する基本的対応要領」等

²²⁴ 政府も「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」

(http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji42.html)を公表し、反社会的勢力の対応に取り組んでいます。

鎖登記簿謄本を取得するなどして、すでに退任した役員や会社の来歴等も把握し、その変遷等に不自然な点がないかを確認する。

- 面談の実施・現地確認…役員や従業員等の言葉遣い、振る舞い、不審な態度の有無等を確認したり、事業所およびその周辺の様子や営業実態を確認する。
- 現場担当者等によるヒアリング…同業他社や近隣での評判・噂を確認する。
- 警察、暴力追放運動推進センター、弁護士(会)等からの情報取得
- 信用調査会社等からの情報の購入等

③ 反社会的勢力に対する排除体制の構築

反社会的勢力に対応するためには、彼らが集団行動によって活動しているため、スポーツ団体としても、組織として対応する必要があります。

例えば、プロ野球では、プロ野球暴力団等排除対策協議会を設立し、業界全体として取り組んでいます。専任の担当者が、警察 OB、警視庁関係者、暴力団追放センター関係者とも協力関係を構築し、排除体制を構築しています。